

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第八項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録の廃止の届出があった。

令和六年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

廃止する登録検査機関	名 称	西日本高速道路エンジニアリング中国株式会社
主たる事務所の所在地	所 在 地	広島市西区西観音町二番一号
廃止年月日		令和六年八月一四日
廃止理由		農場職員の人員不足によるため